

第2回第2小委員会会議録

日時 平成17年6月29日(水) 午後1時30分～午後2時25分
会場 八幡町中央公民館 第1研修室(東)

出席者

・委員長

小松 隆二

・委員

山川 源吉 長谷川 裕 阿部 慶一 佐藤 きく子

・説明員

企画財政部会長	松本 恭博	まちづくり分科会長	羽根田 篤
財政分科会長	高橋 清貴	情報企画分科会長	小松原和夫
教育部会長	荘司 東一	管理・学校教育分科会長	齋藤 善和
生涯学習分科会長	齋藤 勉	体育分科会長	菊池 太
芸術文化分科会長	松田 文夫		

・事務局職員

長尾 和浩 高橋 利広

議事日程

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

- ・協定項目23 自治会、行政連絡機構の取扱いについて
- ・協定項目24-(4) まちづくり関係事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

(2) その他

4 閉会

開会 午後 1時30分

事務局（長尾和浩） 本日は委員の皆様、大変お忙しいところありがとうございます。

午前中から引き続きの委員の方もいらっしゃいますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の小委員会ですが、合併協定書に記載されました調整方針の中で、合併までに調整するとした事項につきまして、その調整結果を報告させていただくことになっておりますので、よろしくご協議をお願ひいたします。

本日は委員の皆様、全員出席でございます。

小委員会設置規程の定足数に達しておりますので、ただいまより北庄内合併協議会第2回第2小委員会を開会いたします。

なお、この後3時から協議会の全体会がございます。この小委員会の会議時間はおよそ1時間を目安としておりますので、よろしくご了承をお願ひいたします。

委員長あいさつ

事務局（長尾和浩） それでは、委員長よりごあいさつをお願ひいたします。

委員長（小松隆二） 皆さん、こんにちは。どうもご苦労さまです。きょうは座ったままであいさつをさせていただきます。

皆さん記憶されているかどうか、この小委員会は昨年11月以来2度目ということで、久しぶりの開催でございます。

本日の内容は、きょうの第2回小委員会次第でご覧いただきますように合併協定書に記載された調整方針の中で合併までに調整するとした事項につきまして、その調整結果を当局からご報告をいただくという内容になっております。合併までに調整するという方針自体は、皆さんご存じのように承認済みであります。あとは事務的な調整を当局にお任せしたわけですが、きょうはその調整内容について伺って、皆様からご協議いただきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（長尾和浩） それでは、次に議事に進みたいと思ひます。

小委員会設置規程によりまして、議長は委員長が務めることになっておりますので、委員長にお願ひいたします。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

委員長（小松隆二） それでは、議事を開始させていただきます。

規程により議長を務めますので、よろしくご協力をお願いいたします。時間も1時間と限られておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初に報告でございますが、合併までに調整するとして事項の調整結果について、よろしくお願ひいたします。

その中身は協定項目23 自治会、行政連絡機構の取扱いについてから小委員会次第一番下の協定項目24 - （17）生涯学習関係事業の取扱いまで一括して事務局の説明を求めます。

まちづくり分科会長からお願ひいたします。

まちづくり分科会長（羽根田 篤） まちづくり分科会長の八幡町の羽根田でございます。それでは私の方から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

合併までに調整するとして事項の調整結果について、調整の進捗状況のA4判の資料とA3判の資料の両方ともご覧いただきながらご説明させていただきたいと思ひます。

最初に市民活動支援事業、それから集会所建設補助事業でございます。調整方針としましては、市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。自治会（区）及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として3町の集会所施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用するという内容です。

申しわけありません、23の自治会の方から説明させていただきます。ページは2ページでございます。自治会、行政連絡機構の取扱いの中で、自治会（区）長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除くという内容でございます。

この中で調整を必要とする部分につきましては、広報配布分の報酬額でございました。これについて分科会等で検討いたしました結果、現在、酒田市で支払いをしております1世帯510円という金額につきまして3町にも適用させていただき、現在、特別職の報酬ということで支払いをさせていただいております金額の中から、それを差し引いたものを支払いするというにさせていただきます。

次に、先ほど申し上げました調整項目24 - （4）でございます。文章は先ほど読みました

ので、市民活動支援事業、そして集会所建設事業の内容について説明いたします。

市民活動支援事業につきましては、調整結果としまして下記の事業ということで統一をさせていただいております。酒田市市民活動支援事業、対象団体としましては、自主的にまちづくりを実践している市民活動団体とし、特に制限は設けない。対象事業といたしましては、(1)から(7)までとなっております。それぞれで自主的にやっているもので財政的な支援が必要な場合ということになっております。補助の期間としましては単年度、補助率は3分の2で30万円の限度額ということですが、これの対象とするかしないかということで審査機関を設けたいと考えてございます。10名以内の審査員ということで、行政のメンバーができるだけ入らない形で審査をしてまいりたいということで考えております。

なお、この事業の根底には現在酒田市で行っております補助事業がございますので、それをもとに精査をし、新市の事業としております。

なお、同じように行政関係からの補助を受けているという場合については対象としないということにしております。

そのほか、いろいろな民間からの支援等がある場合もございますけれども、そうした場合につきましては、そうした部分の助成を除いたところの金額についての助成ということになってございます。

次に、集会所建設補助事業でございますけれども、新しい市としての補助事業ということでは、対象経費としては新築と増改築で、新築の場合は2分の1で200万円の限度額。それから、増改築の場合は100万円の限度額という調整をしたところであります。

なお、先ほど申し上げましたように現在3町で行っております助成につきましては、平成19年度までということで、改めてお話をさせていただきます。

以上でございます。

委員長(小松隆二) それでは、引き続き管理・学校教育分科会長、お願いいたします。

管理・学校教育分科会長(齋藤善和) 管理・学校教育分科会長の平田町の齋藤でございます。ご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料につきましては、別添1の合併までに調整するとした事項の調整結果についてをご覧くださいと思います。

14ページをご覧ください。

初めに、協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについてでございます。

調整方針は、学校給食の実施方法等については、合併までに調整して統一する。なお、合

併後に酒田市の中学校において完全給食を実施するとしておりました。

一番右の欄、調整状況をご覧いただきたいと思います。申し上げます。調理方式につきましては、単独・共同・民間委託の3方式を当面現行のとおり引き継ぎ、施設や職員配置の状況を考慮し、将来的に統一していく。炊飯方式につきましては、3カ年をめどに統一する。給食費につきましては、3カ年をめどに統一する。献立につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは全校統一献立とする。物資購入の契約及び発注については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度からは教育委員会一括契約・一括発注とする。なお、地産地消を一層推進する。学校給食運営委員会につきましては、酒田市の例により新たに設置するとしております。

続きまして、同じく14ページの後段になります。学校施設の使用料についてでございます。調整方針は、学校施設の使用料については合併時に統一するというご承認をいただいているわけですが、減免基準の調整状況について申し上げます。

同じく右の欄をご覧いただきたいと思います。公共団体が使用するとき、当該学校に関係ある団体の会合で学校長が公益上必要と認めるとき、社会教育法第10条に規定する社会教育団体の会合で学校長が公益上必要と認めるとき、酒田市教育委員会が必要と認めるときは使用料を減免するとしております。

別添2の資料をご覧いただきたいと思います。ページは15ページでございます。主なものについて申し上げます。

減免基準の1番、公共団体が使用するときということで、市、県等の行政組織。そして、2番としまして当該学校に関係ある団体ということで、PTA、スポーツ少年団などです。3番といたしまして、社会教育関係団体の会合ということで、コミュニティ振興会、地域スポーツクラブ、青年団、婦人会などでございます。

なお、減免の対象外といたしまして、一番右の減免割合の欄にあるように、グラウンドの夜間照明については免除対象外として使用料をいただくということにいたしました。

以上でございます。

委員長（小松隆二） ありがとうございます。

それでは、引き続きお願いいたします。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） それでは、生涯学習分科会を担当しております酒田市生涯学習課の齋藤です。

別添1の資料15ページ、ナンバー24-17であります。生涯学習関係事業の取扱いという

ことで、調整方針としましては、各種団体助成については現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整して統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整するとなっております。

調整を必要とする事項としましては、基準の統一や補助金の額等でございます。

それでは、生涯学習分科会は3つほどありまして、説明につきましては別添の資料の16ページを見ていただきたいと思います。

調整方針ですが、同種の団体への補助の基準を統一する。婦人会に対するものであります。調整結果としましては、対象は1市3町の各連合婦人会へ補助するものとし、地区婦人会への補助は行わないものとする。松山町に地区の婦人会がありますが、松山町にも連合婦人会の方に補助するというところでございます。それから、補助金の総額の上限を平成17年度の1市3町の予算総額を限度といたしまして、均等割と会員数割、均等割を4分の3とし、会員数割を4分の1で算出します。経過措置としましては、連合婦人会の一本化の検討を協議してもらうため平成17年度については現行どおり、平成18年度から新しい基準で補助をしたいということでございます。

それから、市町ごとに補助の有無に違いがあるもの、それはPTAに対する補助金であります。現在、八幡町と松山町に補助金がありまして、酒田市と平田町がありません。こちらは酒田市が補助していない現状を踏まえ、1市3町とも自主運営に委ねるといたしております。なお、施設の使用料等を減免して配慮を図っていくこととしております。

それから、としまして交付団体の特例されていないものを調整する。前に平田町に青少年学習集団研修補助金というものがありましたが、現在なくなっておりますので、現在は無いということになっております。

それから、別添1の資料の16ページ、一番最後のページになりますけれども、使用料の関係ですが、使用料については現行のとおりとするもの以外は統一するとあります。調整を必要とする事項ですが、公民館の使用料の減免基準、その他の生涯学習施設の使用料減免基準となっております。こちらも生涯学習分科会は2つほどありますが、この説明につきましても別添2の資料の19ページをお願いしたいと思います。

としまして公民館の使用料の減免基準であります。1市3町の公民館を使用する場合の現状を肯定するような形でつくっております。1つとしましては、社会教育団体等の会合で公益上必要と認めるとき、対象団体は右の方に書いてあるような形です。それから、2番

としましては、その他教育委員会が必要と認めたときということで、新市の各学校が使う場合、市が共催、負担をする場合、公民館において地域活動を行う団体、地域活動や生涯学習活動を協力・推進するため、登録制度を採用する公民館において認められたサークル団体。こちらにつきましては減免割合は、酒田市の中央公民館については部屋使用料を全額免除、それから暖房・冷房等につきましては減免しないとしております。その他の公民館につきましては使用料全額免除として統一しております。

減免対象外としましては、国とか県の公共機関、農協、シルバー人材センター、ここに書いてある団体が使用する場合は減免しないとなっております。

ただし、国等が市などと共催等をする場合は、こちらは減免することになっております。

それから、その他の生涯学習施設の使用料減免につきましては、コミュニティセンターや出羽遊戯館、公益研修センター、天体観測館、平田コミュニティセンターは、それぞれ単独の施設でありますので、現在の減免規定をそのまま適用するという内容になっております。

以上であります。

委員長（小松隆二） どうもありがとうございました。

それでは、引き続きお願いいたします。

体育分科会長（菊池 太） 体育分科会長をやっております酒田市の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、体育分科会での補助金関係の調整結果について報告いたします。

の同種団体への補助金、体育協会ということになるわけですが、1市3町の体育協会については、統合するよう働きかけるということになっておりますが、スポーツ振興上、これまでの経過を尊重しまして、各体育協会の補助金は継続するという調整をしております。

それから、の市町ごとに補助の有無に違いがある補助金については、別添2の18ページをご覧くださいと思います。18ページの6番目になりますが、総合型地域スポーツクラブ補助金につきましては、現在3町で日体協の補助金、それから一般財源の充当で設立の準備を進めているということから、今後はクラブに特定財源が確保される場合の補助金は、各種補助制度の内容にかかわらず特財の範囲内で行う。それから、設立を志向しても特財が見込めない、もしくは設立後の特財が予定されない場合については、スポーツ活動支援策として一定額の新市の補助金制度を創設する。ただし、特財の見込める年次を含めて設立前後3年間を最長とするとしております。それから、新市における設立準備、設立後の運営のための補助は、団体育成の中心的な役割を担う体協もしくは実施団体に対して行うという調整を

してございます。

それから、4つ下になりますが、県のスポレク祭に派遣助成金ということで2町で支出しておりましたが、これについては廃止するという調整をしております。

それから、その2段下のべにばな国体記念バレーボール招待大会については、これも廃止するという調整をしております。

それから、最後の飽海地区スポーツ少年団交流会負担金、これについてはスポーツ少年団の方でも交流会の実施について調整をしているということから、その結果を待って判断していくことで保留としております。

それから、別添1の方に戻っていただきまして、交付団体が特定されていない補助金については、現行のとおりとするという調整をしております。

次に、別添1の最後のページ、16ページでございますが、体育分科会の使用料の減免基準につきまして説明させていただきたいと思いますが、別添2の20ページをご覧くださいと思います。

新市の使用料の減免基準については、記載のとおりですが、1つ、酒田市教育委員会が主催して行う事業あるいは教育委員会が委託して行う事業については、右の欄に書いてあるような事業となるわけですが全額免除する。

それから、2番目に公益上、特に必要と認められる事業ということで、市が主催する事業については市と市の教育委員会が協議して必要があると認められる事業については全額免除とします。

3番目ですが、選手強化で市の教育委員会が特に必要があると認められるものということで、県及び県競技団体が主催して行う事業で特に必要があると認められるもの、ただし酒田市体育協会に加盟している団体に限るということでございますが、そのほかに市の教育委員会が特に必要があると認められるものについては全額免除。

それから、4番目ですが、幼稚園、保育園、小学校、中学校の教育上、特に必要があると認められる事業については、それぞれの学校等に施設がない、あるいは狭隘で使えないとか、学校もしくは地域の行事で使えないというような場合については全額免除ということです。体育事業、記録会、体力・運動能力テスト、それからスポーツ少年団、中学校の部活動については、月曜日から金曜日までの祝祭日・休館日を除く午後3時から7時までの間は全額免除するというので、この場合、免除申請者は学校の施設長から申請していただいて、それぞれの活動については指導者、責任者がつくという場合に限りそういった全額免除をすると

いうことでございます。

それから、5番の大学及び高等学校の部活動でそれぞれの学校に施設がないという場合、狭隘な場合ということで臨時的に使う場合には、上段の4のアからウまでを準用して、これについては5割を免除ということでございます。

6番の総合型地域スポーツクラブとして教育委員会が認めたクラブにつきましては、定期活動についてそれぞれの拠点施設がない場合に限って、あっても使えなかったという場合には全額免除する。市の教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブというのは、中学校区を単位として複数種目による定期活動等を実施しているクラブという定義づけをしております。

それから、7番ですが、社会教育団体、体育団体ですが、それから社会福祉関係団体のスポーツ事業で市が委託をして行う事業、または性格上市が行うべき事業とみなされるものについては全額免除ということで、対象事業でございますが、勤労者体育大会、市の青年大会、身障者体育大会と老人体育レクリエーション大会については全額免除という調整をしてございます。

それから、1から7までの事業のほかで営利を伴わない市、それから市教育委員会が共催、後援する各種大会、研修会及び講習会で右に該当する場合は5割、2割を免除しますということで、(1)は市または市教育委員会が共催する事業は5割、(2)市または市教育委員会が後援する事業については2割という調整内容でございます。

それから、9番目ですが電気料の取扱いということで、全額免除の場合は電気料も免除します。ただし、2割、5割という免除については電気料も免除しないということです。

10番目の手続きの関係ですが、使用日の3日前まで体育課に申請書を提出することが条件ということでございます。

使用料の減免については以上でございます。

委員長(小松隆二) どうもありがとうございました。

それでは、次に芸術文化分科会長、よろしく申し上げます。

芸術文化分科会長(松田文夫) それでは、私の方から芸術文化分科会にかかわる調整結果につきましてご説明いたします。

芸術文化関係につきましては、資料では同種の団体の補助金に関して調整中としていましたが、その後、対象となる1市3町の芸術文化協会と協議を重ね、1市3町の芸文協は統合に向け準備委員会を設置し協議すること、また、3町の芸文協に関しましては、当面、事業

費補助を行うこととし、酒田市市民芸術祭は現行のとおり開催し、3町の芸術文化団体も参加することを確認しております。このことによりまして調整済みとしていただきたく修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、使用料の減免基準につきまして説明させていただきます。16ページをお開きください。

ここに記載されているとおりでございます。身体障害者の減免につきましては、身体障害者の手帳または療育手帳の交付者は半額として、また身体障害者手帳第1種、これは付き添いが必要な方ですけれども、また療育手帳のAの交付者が介助者と一緒に入館する場合は、本人と介助者1名を半額とします。なお、酒田市資料館のみ実施していた高齢者（65歳以上）の方の減免につきましては、他の類似施設の状況等を踏まえ廃止することにするものです。

資料の17をお開きいただきたいと思います。21ページです。このように酒田市、松山町、平田町の現状の施設がそれぞれあるわけですけれども、使用料につきましては現行のとおりとさせていただくことにしております。

以上でございます。

委員長（小松隆二） ありがとうございます。

合併までに調整するとした事項につきまして、その調整結果を説明いただきました。大変細かいことまでありがとうございました。

それでは、委員の皆様から以上の結果、内容についてご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞご自由をお願いいたします。

委員（長谷川 裕） 先ほどの学校給食について、素材については一括購入という話が出ましたけれども、これについて具体的に説明していただけないでしょうか。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 購入業者の関係につきましては、教育委員会で一括発注しているところと、各学校ごとに契約をしているところがありまして、その方式を変えまして、新酒田市として統一して、平成18年度に教育委員会一括契約・一括発注するものです。

委員（長谷川 裕） そうしますと、今まで各地域に、旧町単位になるわけですけれども納入していた業者というのは、そうすると今度は新市の管轄になりまして、そちらの方で入札とか販売になるのでしょうか。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 新年度から献立については統一したいと考えており

ますが、ただ、今ご指摘をいただきましたように各地域にあります農産物直売所とか、そういうところから納入されている面もございます。地産地消を進めるという立場からも、そういった点につきましては今後とも各地区にある調理場で発注する、そういうことを並行でやっていきたいと思います。

委員（長谷川 裕） ということは一括ではないということでしょうか、そうすると。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） すべて細部まで、献立の食材まで一括発注するというのではなくて、例えばメニューの中で、具体的なメニューで申し上げればカレーライスなどの統一献立を作るわけですが、その他におひたしなどもできるわけですから、野菜等につきましては地域でとれる旬のものを使用するというような場合は部分的に発注することになります。

委員（長谷川 裕） でも発注を一本化するわけでしょう、今までの説明ですと。ただし、価格系統を一本化するのか、発注は各中学校別に各地域にある協力業者か知りませんが、指名業者か知りませんが、そちらの方に発注していくという形ですか。例えば、価格だけ統一しておいて、素材については現地調達みたいな発注形式になっていくのかどうか。

委員長（小松隆二） いかがでしょうか。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 繰り返すような形になりますが、主な食材については統一して発注しながら、地域でとれるものについては若干地域の方で発注していくという形で、すべて統一して発注することにはなりません。

委員（長谷川 裕） 地域価格差とか、そういうものはどうなるんですか。あともう一つ、量の問題もあるでしょうし、時期の問題もあるでしょうし、地域によって例えばつくっていないものもあるでしょうし、そういった整合性というか、トータル的なものは教育委員会が財政かわかりませんが、全部把握しておいて、それで適時発注していくのか、足りない部分については、代わりの旧平田町から入れるのか、それを全部網羅しているんですか。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） メニューのつくり方につきましては、現在、1カ月単位でつくっているわけですが、合併後も事前に早く同じような単位で献立は作成するものと思われしますので、今までのような形で発注しながら、年度末になりましたら給食費との兼ね合いで歳入歳出が把握できるわけですが、事前にらみながら給食費に変更がないように努力していくということで対応したいと思います。

委員（山川源吉） 関連してよろしいですか。14ページですけれども、調整状況につきまし

て、これとの関連があると思うんですけども、現在も単独とか共同とか民間委託とかという方法でやっているという実態だと思うんですけども、将来的に統一していくというのは、何を考えながら統一していくという意図があるんですか。そういうものは決まっていないうのなら、そういうお答えでいいんですけども、単独、共同、民間、それを将来的に統一していくというのは、どういうふうに統一する考え方でいるのですか。

それから、2番目の炊飯方式については3年をめどに統一するということになっていますけれども、これもどういう方式で統一するという意図が入っているのか、その辺わかっていければお答えいただきたい。

委員長（小松隆二） お願いします。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 後段の炊飯方式でございますが、今、自校で炊飯している方式と委託をお願いして炊飯している方式がございます。これらの方式について、さきの委員会の中では委託の方向を強く出すべきだというようなご意見もいただいているところでございますが、委託方式というふうに意思決定というか、これを考慮しながら3年をめどに統一したいという考えです。

委員（山川源吉） 委託方式ですね。委託方式を前提に統一したいという考えがあるんですね。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 今は委託方式ということで、最終的な結論は見ておりません。

委員（山川源吉） 1番目の件は。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 調理の方式は、先ほど申しましたように単独でやる所と共同でやる所と分かれておりまして、今後、施設の老朽化に伴いまして建設の計画があるということでございますが、それらの建設の状況を見ながら将来は統一していくように考えております。

委員（山川源吉） 何に統一するんですか、どの方式に統一するんですか。委託方式ですか。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） これは委託と決まったわけではありません。

委員（山川源吉） 統一するというのは、どの方式に統一するという考え方があるんですか。というのは、食材の購入の問題も含めて関連があると申し上げたのは、例えば、委託方式であれば業者に対して今度は行政の方で地産地消を前提にした指導みたいなものが入るのか入らないのかということが出てくるわけですね。私は委託方式が一番いいと思っているんですね。というのは、だれかのせりふじゃないけれども、民間でできるものは民間に任せると

いうことでいいと思うんですけども、そういうことを前提にというか、そういう点ではど
ういう方向で考えておられるか、考えていないなら考えていないでよい。

委員長（小松隆二） どうぞ。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 今も申し上げましたように、さきの委員会の中でも
委託方式が望ましいという考えが出されていますので、ご意見等も付記しながら統一する方
向をだしていきたいと思います。

委員（山川源吉） 要するに委託方式を考えているということで理解しておいていいんです
か。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） そのようにご理解いただいてよろしいかと思ひます。

委員長（小松隆二） ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

委員（山川源吉） 協定項目23ですね、3ページ、調整方針は決まったことは私も認めます
けれども、現行のとおり新市に引き継ぐですね、自治会長報酬については現行のとおり新市
に引き継ぐと。合併後調整するということになっていますね。これはどのくらいをめどにし
ておられるのか。何年先ぐらいに調整するということをお考えおられるのか。

委員長（小松隆二） どうぞ。

まちづくり分科会長（羽根田 篤） まず、大前提としまして自治会は自主的な団体でござ
います。ですから、まず自治会あるいは自治会の連合会の組織がございまして、そちらの
方と話し合いをしていくということで考えております。統一はしたいということで話し合い
はしておりますが、私どもも何年後にできるかということについての結論は出すことができ
ておりませんので、今後、連合会との話し合いから始めさせていただくということで考えて
おります。

委員長（小松隆二） 今後の課題ということで、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員（阿部慶一） 先ほどの長谷川委員の質問と似ているのですが、まだはっきりわからな
いのでお聞きしたいんですけども、先ほどの給食の物資購入の一括契約・一括発注という
ことがわからないんです。はっきり言えば合併して、今までの地域の商店とかそういったも
のを見捨てないでほしいというのが本音なんです。一括契約・一括発注とすると、やはり
大手の商社とか、そういったところに負けてしまって、合併したら本当に何も残らないとい
うことになるんじゃないか、その辺は大丈夫か、そういう問題はないのかどうかというこ
とをはっきり聞きたいんです。

委員長（小松隆二） どうぞ。

管理・学校教育分科会長（齋藤善和） 調整状況の中でも記入しておりましたけれども、地産地消につきましては一層推進することとしております。地区の直売所や農家の方からも直接購入しているケースもございます。この辺の現状の制度については残しながら、すべて一括、全部同じ業者ということではなく対応していきたいと思います。

委員長（小松隆二） どうぞ。

委員（佐藤きく子） 別添資料の2の16ページですけれども、婦人会の関係ですが、補助の基準を統一するということで、アです。対象は1市3町の各連合婦人会へ補助するものとし、地区婦人会への補助は行わないものとするところありますけれども、1市3町には全部連合婦人会、または連絡協議会というものがありますので、別に地区婦人会という表現は要らないのではないかと私は思うんです。どうしてこういうことを言うかといいますと、今、婦人会も統合のことで話し合いをしているんですけれども、1市3町が統合して1つの酒田市の連合婦人会をつくりますけれども、そうしたら今まであった平田町の婦人会のまとまりを何と呼べばいいのかと、地区なのか地域なのか、その辺の呼び方もわからなくているものですから、だからここに連合婦人会があるのに地区婦人会という表現を入れない方がむしろはっきりするのではないかと思います。

委員長（小松隆二） どうぞ。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） 酒田市、平田町、それから八幡町は連合婦人会になっておりますけれども、松山町には連合と3つの地区婦人会がありまして、全部に補助金を出しております。そういう意味で今度は新しくなりましたら連合婦人会には出しますが、地区婦人会には出さないと、そういう意味で報告させてもらっています。

委員（佐藤きく子） 松山町も連絡会というのはあるんです。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） そちらの方にまとめて出すということです。

委員（長谷川 裕） 例えば、2つに分かれている場合はどうなんですか。例えば、平田町は1本かもしれません。八幡町は確か2つに分かれているはずなんですけれども。

委員（佐藤きく子） 八幡は1つです。

委員（長谷川 裕） 従来なら4地区がまとまって1つの連合婦人会になっていますよね。3地区がまとまって連合婦人会になって、1地域がそこから脱会しているはずなんですよ。そうすると、婦人会活動をしなければならないというのであれば、必ず連合婦人会に加入しなければだめだよということになっていくわけですか。

委員長（小松隆二） その辺が難しいところで、どんどん脱会したらみんな出すということも困るし。

委員（佐藤きく子） 連合婦人会に出して、後は地域に配分すればよいのでは。

委員（長谷川 裕） 入っている部分ならいいわけですよ。例えば、抜けている地域があり、何らかの事情で入っていけない。だったら抜けている部分には補助金は要らないのかということですよ。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） 行政としましては、1市3町の連合会を対象に補助金を出し、抜けているところには現状のとおり補助金は行かないことになります。

委員（長谷川 裕） これは問題にならないですかね。例えば、地域性で抜けているわけですから、任意団体で例えば趣味だとか何かだったらいいですよ。地域性があって、そこを土台にしてつくっている婦人会が本来ならば行政単位の中での連合婦人会になっているわけですから、八幡の場合、4地区から4つの婦人団体があるわけですよ、それが1団体抜けていて3団体が連合婦人会になっているわけですよ。そうすると、ある地域がごっそり補助対象外地域になるという形にならざるを得ないわけですよ。同じような活動をしているんですよ、同じ趣旨で。それに対する補助金がないというのは、その辺はどうなんですか。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） 今は婦人会の話になっておりますが、それ以外にもいろいろな団体があります。行政で補助を出す場合は、まとまった団体を対象にしています。

委員（長谷川 裕） 類似団体とは違うと思うけどな。

委員長（小松隆二） ただ、行政としてはかなり難しいでしょうね。もうちょっときちんと全体の意見を聞かないと。下手にやりますと分裂を助長するようなことにもなりかねないし、全部分かれても出すと言われると。そうかといって、個々になりますと、すべて1本だけというのも問題が出てくるかもしれない。

委員（長谷川 裕） だから聞きたいのは、そういう現状を踏まえてこういう結論に至ったのかということを知りたいわけですよ。ただ今まで現行どおりそうだから引き継いでやったのか、今の話だと現行どおりみたいな感じですけども、地元からしてみれば同じような団体、本当に今まで一本化していたわけですけども、それがあつ程度外れただけで補助対象外となるということですが、そこを協議したんですかということを知りたいんです。

委員（佐藤きく子） 1本にみんなで一緒にやりましょうと、八幡町の実情はわかっていますけれども、一生懸命働きかけまして協力して一緒にやりましょうと言ったんだけども抜けたんですよ。本当に何回か集まって一緒にやってくださいと言ったんだけども抜けてし

まったので、だから連合と言われたら、やっぱりこれは連合にせざるをえない。そして、私はこれを機会に、こういうことで助成は連合ということでいっぱいいけばたくさん来るんだから、みんなこの機会、合併を機会と一緒にやりましょうという働きかけを地域で行うべきではないかなと思います。

委員（長谷川 裕） そういう協議を踏まえてこうなったんだということなら理解できますけれども、そういう事情も踏まえずに、ただ単に今までこうだったからこういうふうになったんだと言われると、ちょっと煮詰めるには早過ぎたんじゃないかなという感じを受けたわけです。

委員（佐藤きく子） 今までは各町から助成が来ていたわけですよ。それはやっぱり連合にしか来ていないんです。加入していないところには来ていないんです。

委員長（小松隆二） 今後の留意事項、検討課題にはなると思いますね。

生涯学習分科会長（齋藤 勉） 1市3町の連合婦人会の組織化に向けて動いておりますのが、今出された課題も含めて、団体に働きかけてみたいと思います。

委員長（小松隆二） どうぞ。

委員（山川源吉） ちょっと細かいことで事務的なことで申しわけないんですけども、資料2の20ページ、体育分科会の6ですが、総合型地域スポーツクラブとして市委員会が認めたクラブの定期活動についてとあるんですけども、これは今もやっているということでしょうか、それとも今度の基準の中でこういうふうにするということでしょうか。

委員長（小松隆二） どうぞ。

体育分科会長（菊池 太） 現在、酒田市に基準はございませんが、町の方ではこうした基準で行っているということです。

委員（山川源吉） 酒田市の基準はないということですか。

体育分科会長（菊池 太） 新市の場合は新しく基準を設けたいということです。

委員（山川源吉） これはあえて質問しますけれども、総合型地域スポーツクラブとして正式に組織しているというか、その団体に限定するんですか。類似のものはだめだということですか。

体育分科会長（菊池 太） 真ん中の欄の対象事業・対象団体というところに書いてございますとおり、中学校区を単位とした複数種目による定期活動を実施していただいているクラブ、総合型のスポーツクラブということでこれから教育委員会の方で現状団体についても審査、検討しながら対応していきたい。

委員（山川源吉） 法律的ではないのかもしれませんが、現実には昨年まで総合型地域スポーツクラブでやっていました。ところが、現実には非常に煩瑣だとかそういうことがあるし、それから補助金そのものが減額されてきているということがあって、総合型地域スポーツクラブから抜けるけれども、活動の内容についてはそのままコミュニティ振興会で引き継いでやりますよということを実際にやっているわけですね。そういう団体については体育施設の減免を今後は考えるんですか、考えないんですかということをお聞きしたいんです。

実態は同じなんですよ、中学校区でやっていて実態は同じ。しかし形は変えてある。中身は全く変わらない。体育課長はご存じだと思うんですけども、そういうものはどうなんだろうという質問なんです。これは前から私どもは減免についてお願いしているんですけども、なかなか酒田市としては認めてもらえなかったんですが。

体育分科会長（菊池 太） 今後、新しい市になりましたらそういった部分の整理はしていきたいと思います。東禅寺スポーツクラブの話だと思うんですが、活動内容等と活動場所をお知らせいただいて検討していきたいと思います。

委員（山川源吉） 準じて取り扱うことを考えますという答弁でよろしいですか。そのように理解していいんですか、違うんですか。

企画財政部会長（松本恭博） こういう場で個別の議論はいかなものかと思いますが、あくまでもこういう経緯の中で地域なりが自主運営していただくものについては、1つの方針としてお示ししてございます。ただ、今おっしゃるような今後いろいろな形態が生まれてくるかと思っています。その場合についての取り扱いについては別途議論させていただきたいと思っています。

委員長（小松隆二） もうちょっとありますが、予定の時間に近づいてまいりました。ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（小松隆二） それでは、特にございませんようでしたら、この小委員会といたしましては当局からの報告を受け、承認したということで次の全体会に臨ませていただければと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

そのほか、せっかくの機会ですので委員の皆様から何か、これまでのことも含めましてございましたらどうぞ、ご発言いただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

委員長（小松隆二） それでは、どうもありがとうございました。

事務局（長尾和浩） 慎重なご審議まことにありがとうございました。

以上で第2回の第2小委員会を閉会いたします。

この後、午後3時から2階大ホールで全体会がございますので、引き続きよろしくお願
いしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時25分